

◎具体的検討項目に追加する事項（A及びC）

番号	検討事項	検討の内容・方向性	議会改革特別委員会の確認事項	備考
<b>議会運営に関すること</b>				
1	一般質問・議案質疑の発言調整について（議会運営）	現在は通告順となっている。 病院長等の出席要請や、議論の重複防止・集中審議。		議運で検討する内容であるためCとする。
2	会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて	基準がない。持ち込み禁止に。 （スマホで何をしているのか？と疑念をいだかれな いための取組み）		
3	請願に対する本会議場質疑の実施	現状では委員会のみが質疑の場となっており審査の 状況としては不十分である。本会議場において質疑を 実施するべき。		
<b>情報の公開と共有</b>				
4	議会ごとの質問者・質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表	現状は特定の議員が質問全体の大半を行っており議 会全体が活性化しているとは言い難い。一覧ですぐわ かる場所に公表されるべき。		
5	本会議質問で使用した「パネル」の議事録への掲載。	議事録を読みやすくするため、パネルで示した図 表、写真などを議事録へ掲載する。		
<b>その他</b>				
6	政務活動費の用途制限見直し	政務活動費への法改正趣旨は主に各議員による政務 活動の充実にあるにも関わらず使用用途を会派と縛っ ている現状は本来の法改正の趣旨を全く理解してい ない事と同じ状態である。 支給先は会派で問題ないが使用に関しては会派また は個人と改めるべき。		
7	管外行政視察の抜本的な見直し	現在の管外行政視察の多くは数年前の先進地事例を 見に行っているに過ぎず、視察時には既に役に立た ない事例が多すぎる。これから新しくできるもの新 しいイノベーションを生む視察が殆どない。特に常 任委員会視察は意味が大変薄く根本的な考え方を直 すべき。		
参考	議員定数の検討	人口減少、社会経済情勢が変化する中で、定数28 が適正か。検証の上、必要に応じ是正する。		各派代表者会議 での検討事項と なっている。

◎これまで実施してきた議会改革の取り組みのうち、検証が必要な項目（Aの項目）

番号	検証項目	検証が必要な理由（現状で不十分な点など）	検証の内容・方向性・見直し案等	議会改革特別委員会の確認事項など
<b>議会運営に関すること</b>				
8	協議会の在り方	「今後は、定例会前の一回の会議において多数の案件をまとめて協議するというのではなく政策等の立案過程において十分な期間を取って適時に協議会を開催して議論を重ねるようにし、市として意思決定に努めていく。」との決定であったが全く形骸化している。	現状を確認し、見直しをするべき。	※以前決定した際は、議会改革特別委員会正副委員長と当局で協議のうえ、特別委員会として確認した。
9	所管事務の見直し	教育民生委員会（病院、学校、環境、介護、福祉等 多い）の所管事務の見直し	環境分野を総務政策委員会の所管（案）へ	
10	議員間の自由討議	未だに当局に対して発言をする議員が後を絶たず議員間討議になっていない例が後を絶たない。	各正副委員長の役割において整理されるよう再度徹底するべき。	
11	質疑・一般質問の発言通告の在り方	導入時は議会改革特別委員会の審査もあり発言通告書にも一定の改善が見られたが流れは逆行している状況である。 未だに最初から再質問に至るまで読みあって終わっている光景を目にする。また、当局に質問作成段階からアドバイスを受けているとの指摘がある。即時是正が必要。	通告様式の提出方法について再検討が必要  再質問に関するの答弁書等配布禁止を徹底する。再質問に関するすり合わせ禁止を徹底する。質問文を当局に作成させることを禁止する。等根本的な改革が必要。	※「発言通告書に記載する内容については、何を聞きたいのかが明確にわかるよう具体的に書くこと」「通告内容の趣旨を確認するのであればよいが、それ以上のことは行うべきではないということ」が確認されている。
<b>議会運営に関すること（つづき）</b>				
12	本会議、委員会・協議会における一問一答制	質問部分がわかりにくい問いかけや質問とは言えない発言が増えており一問一答が導入された経緯からすると既に形骸化している。	再度の見直しが必要	
<b>議会の権能強化（議会機能の強化）</b>				
13	施策に対するチェック機能の強化	議案に対する質疑を行っている議員が少ない。	状況を整理し、課題を浮き彫りにするべき	